

令和7年第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔選挙管理委員会事務局所管〕開催状況

開催年月日 令和7年3月13日(木)

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答弁者 選挙管理委員会委員長

質問要旨	答弁要旨
<p>一 選挙従事者の報酬等について</p> <p>大崎委員長どうもありがとうございます。</p> <p>選挙運動でマイクで訴えることができるのは午前8時から午後8時までの12時間ということになるわけですが、1日15,000円でございます。なかなか人が集まりません。</p> <p>また、いつも選挙事務所から音出しが始まるわけではなくて、遠く離れた選挙区域の端っこから始める場合もあります。当然1時間以上前に出発しますし、声出しを終えるのも事務所ではありません。遠くで終わる場合もあります。この場合も1時間延長がかかる場合もあります。結果として今の制度では超勤はできないことになっております。別な人と途中交代をさせなければなりません。さらに雇用に苦勞するわけでございます。</p> <p>選挙事務員も選挙カーが出発する前に準備をしますし、帰ってきたら報告を受け、翌日からの行程を変更したりします。それらのような業務は誰にでもできるわけではありません。しかし、超勤は禁止であります。超勤にならないような様々な工夫をしなければなりません。実に不合理で実情に合った報酬とはなっておりません。</p> <p>また、国政選挙では選挙区が広く、特に北海道は途中で宿泊が伴います。昨年の衆議院議員選挙では、8区の場合、新幹線工事の影響で地方の宿泊施設が満員となって、必ず引き返してこなければなりませんでした。参議院選挙も知事選挙もこの2つの選挙は全道が選挙区になるということになるわけです。</p> <p>さらにですね、今時2食付き12,000円で宿泊できる施設が潤沢にあるわけではありません。また、弁当が1食1,000円以内でということですがけれども、今やラーメンやお蕎麦も一杯の値段が1,000円を超えているのはご存じのとおりでございます。これも現実的ではありません。</p> <p>改めて選挙従事者の報酬等についての見解をお伺いします。</p> <p>この問題につきましてはですね、道だけではなくて、ほぼ全ての選挙に関わるところで、悩みだと思しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>	<p>(選挙管理委員会委員長)</p> <p>選挙運動従事者の報酬等についてでありますけれども、公職選挙法における選挙運動に従事する方に対して支給することのできる報酬などの基準額の規定については、選挙運動が原則として無報酬で行われるものとされている中で、議員立法によりまして、昭和27年に創設されたものであると承知をしております。</p> <p>この規定に基づいて支給対象者や支給額については、これまで順次、拡大、増額されてきております。しかし、委員ご指摘の選挙事務員の報酬などの基準額の規定については、平成4年を最後に改正がなされていないところであります。</p> <p>また、この基準額の見直しの必要性については、令和4年3月に衆議院の政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において議論されてきております。</p> <p>北海道選挙管理委員会としては、こうした経緯なども踏まえ、今後の国会などの動きを注視していくとともに、他都府県とも情報共有を図りながら、基準額の改正を国に強く要望することを含め、対応を検討して参ります。</p>

二 開票事務の効率化について

次に開票所なのですが、一般的に午後8時の投票締切後ですね、開票所に投票箱が運び込まれます。自治体によっては開票が始まる時間はまちまちですけど、概ね9時から始まっていくということをごさいますて、その結果が明らかになるのは、比例復活が決まる国会議員の場合は未明までかかります。

昨年10月の衆議院選挙ではですね、私どものところでは3時過ぎ、午前3時過ぎまでかかったわけでごさいます。知事、道議の場合も市長、市議の場合も同じような時間までかかるわけでごさいます。開票事務を担うのは自治体、基本的に自治体職員ですし、当然、翌日には、幾ばくかのインターバルはあるものの、通常業務が待ち構えているところでごさいます。

当然、今はDX社会の構築と働き方改革を推進するのは行政の責務といわれているわけでありましてけれども、午後8時で投票が終了した段階で投票所からUSBを開票場所まで運び込み、開票立会人の前でエンターを押せば、投票結果は瞬時に判明することになります。電算投票の導入についての見解をお聞きます。

今、委員長の方からお話ありましたけれども、本当ですね、この電子投票、経費もかかるかもしれませんが、これはもう今はですねレンタルでやってるところもありますし、またですね、これ名前書いてほしいっていうのは国会議員だけなんですよね、これね。名前書いてもらうことが投票だっていうふうに思ってる方が、少し思考停止になっているかもしれませんが、実際としてですね、やっぱり今の時代ってなったら、電子投票はですね、やっぱり間違いも疑問票も出ませんから、そういう意味からすると、必要なものだっていうふうに思ってるわけです。ぜひですね、この実現をよろしく願いをしたいなっていうふうに思っております。

大崎委員長どうもありがとうございました。

(選挙管理委員会委員長)

開票事務の効率化についてであります。公職選挙法において、選挙管理委員会は、選挙の結果を有権者に対して、速やかに知らせるよう努めなければならないと、できるだけ早く、そして正確に作業を進めなければならない開票事務に従事される職員の方々のご負担は非常に大きいものであると認識しております。

開票作業に従事する職員の残業代やアルバイトの方の件費については、選挙執行経費基準法において定められております。かかる経費については、参議院議員通常選挙の執行年ごとに物価変動や人件費の上昇などを踏まえた改正が行われ、今年が改正年に当たることから、現在、国会において法改正の議論がされているところであります。

また、平成14年2月には、開票の迅速化や疑問票や無効票を減らすこと、また開票事務従事者の負担軽減といった効果が期待される電子投票が、地方選挙において可能となったところでありますけれども、導入経費が高額であること、国政選挙については、対象とされていないことなどの理由から、現在、実施している自治体は非常に少ない現状にあります。

北海道選挙管理委員会としては、選挙執行経費基準法における基準額の改定や、電子投票の対象に国政選挙を加えることについて、これまで都道府県選挙管理委員会連合会を通じて要望してきているところであります。委員ご指摘の観点も踏まえ、道選管としても、引き続き国に強く要望して参ります。以上です。

- 2 - (了)

- 2 - (了)